［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

第十七条　譲渡人又は土地譲渡人は、特別の事情がある場合においては、前二条の規定にかかわらず、主務大臣の承認を得て、譲受人の資格を定めることができる。

（譲受人の募集）

第十八条　譲渡人又は土地譲渡人は、譲受人を選定するには募集の方法によつてしなければならない。

2　前項の規定による募集の方法は、譲渡の申込みの期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、その譲渡する住宅、土地又は借地権の目的となつている土地の所在地において発行部数の多い新聞紙に掲載し、又はこれに代わるべき相当な方法により広告して行わなければならない。

第十九条　前条の規定による募集は、各棟ごとに又は各団地ごとに、次に掲げる事項を示して、行わなければならない。

一　譲渡する住宅、住宅に付随する土地若しくは借地権、造成した土地又は造成した土地に係る借地権が公庫の貸付金に係るものであること。

二　住宅又は住宅に付随する土地若しくは借地権を譲渡する場合においては、住宅の所在地、戸数、構造及び規模並びに敷地の面積

三　造成した土地又は造成した土地に係る借地権を譲渡する場合においては、土地又は借地権の目的となつている土地の所在地、延べ面積、区画数及び一区画当たりの面積

四　譲渡人又は土地譲渡人の住所及び氏名又は名称

五　譲受人の資格

六　譲渡価額その他の譲渡の条件

七　譲渡の申込みの期間及び場所

八　申込みに必要な書面の種類

九　譲受人の選定の方法

2　前項第七号の申込みの期間は、少なくとも五日間としなければならない。

（譲受申込みの拒否の禁止）

第二十条　譲渡人又は土地譲渡人は、第十五条から第十七条までの規定による譲受人の資格を有する者の適正な譲受けの申込みを拒むことができない。

（譲受人の選定）

第二十一条　住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みを受理した者の数が譲渡するそれぞれの住宅、画地又は借地権について二以上である場合においては、譲渡人又は土地譲渡人は、抽せんその他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

2　土地譲渡人は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、位置、面積、価額等が類似する二画地以上の土地で土地譲渡人が適当と認めて一の申込受付単位としたもの（以下「申込受付土地」という。）に係る画地又は画地に係る借地権の譲受けの申込みを受理した者に、それらの者が当該申込受付土地に係る画地又は画地に係る借地権のうちから譲り受ける画地又は画地に係る借地権を選択するための順位を抽せんその他公正な方法で決定し、当該順位に従い、それらの者の希望するところにより、当該申込受付土地に係る画地又は画地に係る借地権を譲り渡すことができる。